

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第117号

「簡単に儲かる」「毎月稼げる」等とある情報商材に注意！

情報商材のトラブルは、過去にも相談が寄せられていますが、最近では「ブログを書いてSNSで拡散するだけで稼げる」、SNSなどの「いいね！ボタンをクリックするだけで収入が得られる」等という広告を見て申し込んだところ、高額の登録料金が必要だったり、指示どおりに作業しても収入にならないといったトラブルが発生しています。全国的にトラブルが増加傾向にありますので、注意が必要です。

【事例①】

ネットにブログを書くことで月100万円を稼ぐことができる、という情報商材を申し込んだ。無料でお試しのはずが、初期費用など25万円が必要だった。一ヶ月間、サイト事業者の指示どおりにブログを書いたが、数十円しか受け取れなかった。解約したい。
(20代 男性)

【事例②】

知人から、「サイトに登録し、送られてきた動画に『いいね！』をクリックしたら、1回につき2,000円が受け取れて、しかも回数制限がない」と紹介された。貯金が1億円を突破した人の事例も紹介されており信用した。登録料金として約25万円を支払ったが、その後サイトの事業者に連絡がつかなくなった。解約して、返金してもらいたい。
(70代 女性)

アドバイス

1. 情報商材は「情報」の内容自体が商品であり、その内容は中身を見るまで分からことが多いことから、実際に得られる情報が想定していたものと異なる場合、トラブルになることがあります。
「必ず」「確実に」「誰でも」儲かるなど、消費者に都合の良いことだけを強調している事業者には、注意が必要です。
2. 「返金保証付き」とあっても、実際には返金の条件を満たすことが難しかったり、条件を満たしても販売業者が返金に応じないといったことがあります。返金保証があるからと、安易に契約するの止めましょう。
3. そもそも「簡単に儲かる方法」を他人に教えるはずがありません。広告をうのみにせず、第三者の意見を聞くなど、冷静に判断しましょう。
4. 取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013